

# 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）72H～48H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 河川の氾濫発生までの時間 | 気象庁の情報                           | 河川水位<br>(多摩川・野川) | 狛江市   |   | 災対議会事務局   |
|--------------|----------------------------------|------------------|---|---|---|
|              |                                  |                  | 災害対策本部及び事務局<br>【災害対策本部開設前は総務部が対応】   | 各災対部<br>【災害対策本部開設前は該当各部が対応】   |   |
| 72時間前        | ◆台風情報<br>◆東京都気象情報（随時）<br>◆早期注意情報 |                  | <p>□台風・気象情報の収集開始（「情報収集態勢」）</p> <p>□臨時庁議の開催（随時）台風等の狛江市への影響の確認、所管施設の運用状況の確認</p> <p>□関東総合通信局との事前調整（災害放送、コマラジ関係）</p>  | <p>□所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【各部】</p> <p>□避難行動要支援者の状況確認及び対応協議【福祉保健】</p> <p>□福祉サービス事業者の事業継続、休止の確認及び災害時の人員等の協力依頼【福祉保健】</p> <p>□まちづくり条例の適用を受ける事業を行う者へ安全管理の依頼と緊急連絡先の確認【都市建設】</p> <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【都市建設】</p> <p>□道路工事等の事業者への安全管理の依頼と緊急時の体制確保の依頼【都市建設】</p> <p>□北多摩南部建設事務所（都道）や警察との緊急時の通行止め等対応についての情報共有体制の確保【都市建設】</p> <p>□地下駐車場の緊急時の対応について確認【都市建設】</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各部】</p>   | <p>□職員の体制と災害に対する備えの確認【議会事務局】</p> <p>□所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【議会事務局】</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【議会事務局】</p> |
| 48時間前        |                                  |                  | <p>□臨時庁議の開催<br/>災害対策本部の開設、自主避難所の開設・所管施設の運用、イベント中止等の判断<br/>市長、副市長は、公共交通機関の計画運休を考慮し、職員の参集人員、参集時期を判断する。併せて自主避難所の選択、開設の判断、所管施設の運用、イベント実施の可否等の判断を行つ。</p> <p>□各部参集予定者情報等のとりまとめ各部に参集予定者等の情報とりまとめ後の情報提供、車両等の満給油、各部所管施設の事前対応を指示</p> <p>□市の体制等について連絡、防災関係機関の体制確認連絡先は、東京都総合防災部、消防団、消防署、警察署、京浜河川事務所、自衛隊、調布市、砧総合支所、川崎市多摩区（東京都総合防災部はDINS入力による報告）</p> <p>□消防団に待機要請</p> <p>□コマラジに対し、協定に基づく災害放送等の協力を要請災害当日の災害情報伝達手段等について事前確認</p>   | <p>□自主避難所開設準備等（職員の割当て、場所及び物資の確認等）<br/>【総務、教育、議会事務局】自主避難所開設が決定した場合、または開設の検討が必要な場合、避難所運営協議会に自主避難所開設予定の伝達及び協力要請を行う。<br/>感染症対策が必要な場合（罹患者が一定数以上いる場合）は、使用する施設等の選定、保健師等専門職の確保及び医師会との協力を検討する。</p> <p>□市ホームページ、SNS、メール等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【総務、企画財政】</p> <p>□協定団体との事前調整（協定内容の確認等）<br/>□コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【総務、企画財政】</p> <p>□支援組織等に避難行動要支援者の支援を依頼【福祉保健】</p> <p>□避難行動要支援者への対応開始【福祉保健】</p> <p>□多摩川緑地公園グランド工作物等撤去【教育】</p> | <p>□自主避難所開設準備等<br/>議場を活用できる場合は、人員の割当て、物資等の確認</p>  |
|              |                                  |                  | <p>■ 本タイムライン活用時の注意点</p> <p>1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。</p> <p>2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。</p> <p>3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。</p>   |   |   |
|              |                                  |                  | <p>■ 避難情報発令時の注意点</p> <p>1 避難情報の発令判断は、「風水害における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。</p> <p>2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）</p> <p>3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）</p> <p>4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。</p> <p>5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ており、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のまで土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。<br/>(市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。)</p> <p>6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。</p> <p>7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。</p> |   |   |

# 柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）72H～48H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 災対企画財政部   | 災対総務部   | 災対市民生活部   | 災対福祉保健部  |
|---|---|---|--|
| <p>□職員の体制と災害に対する備えの確認【各課】<br/>       • 48時間前の臨時庁議で参集可能人数を報告できるよう準備する</p> <p>□市長優先車【秘書広報室】<br/>       • ガソリンを満タンにしておく</p> <p>□市長、副市長予定等の確認【秘書広報室】<br/>       • 市長、副市長の公務予定やアホの確認と対応を検討し、中止、延期の場合は連絡をする</p> <p>□所管事業で行われる行事やイベント等の確認【各課】<br/>       • 相談事業やイベント等の関係者への連絡態勢の確保と中止の判断基準を検討する</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各課】<br/>       • 参集予定人員と災害対応業務の必要人員数に不足がないよう調整しておく</p> | <p>□参集可能人員及び連絡体制の確認と各課災害対応業務の確認【各課】<br/>       • 各課係長を中心に、48時間前の臨時庁議で参集可能人員を報告できるよう準備する</p> <p>□公共施設の工事状況の確認【施設課】<br/>       • 工事の実施状況を確認し、業者への注意喚起と緊急時に備えた連絡体制の確保を行う</p> <p>□庁舎総合管理委託等委託事業者の体制確認【総務課】</p> <p>□各課所管事業の予定の確認【各課】<br/>       • 行事等がある場合は、参加者への連絡態勢の確保及び中止の判断基準を検討する</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各課】<br/>       • 参集予定人員と災害対応業務の必要人員から余剰人員を割り出しておく</p>   | <p>□地域センター、地区センター、エコルマホール<br/>       • 当該日を含む前後1日の予約状況、予約団体の把握【地域活性課】</p> <p>□各種イベント、事業<br/>       • 当該日を含む前後1日の作業工程の確認【地域活性課】</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各課】<br/>       • 参集予定人員と災害対応業務の必要人員から余剰人員を割り出しておく</p>                | <p>□避難行動要支援者の状況確認及び対応協議<br/>       • 【要配慮者支援班（福祉相談課相談支援係）⇒人工呼吸器使用者等】人工呼吸器使用者等の個別の状況確認</p> <p>• 【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）⇒ケアマネ事業者】避難行動に支援を要すると考えられる利用者への個別の状況確認依頼</p> <p>• 【要配慮者支援班（高齢障がい課高齢者支援係）⇒地域包括支援センター、シルバー人材センター】避難行動に支援を要すると考えられる利用者への個別の状況確認依頼</p> <p>• 【要配慮者支援班（福祉政策課）⇒避難行動要支援者（浸水想定区域の重度障がい者・重度要介護者）】個別の状況確認</p> <p>• 【避難行動要支援者⇒本部・要配慮者支援班（福祉政策課）】支援依頼のあった避難行動要支援者の対応を協議</p> <p>□福祉サービス事業者の事業継続・休止の確認及び災害時の人員等の協力依頼<br/>       • 【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）⇒高齢者福祉サービス事業者】事業継続の確認</p> <p>• 【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）⇒障がい者福祉サービス事業者】事業継続の確認</p> <p>□協定団体との事前調整（協定内容の確認等）<br/>       • 【本部（福祉政策課）⇒協定締結先】災害時の物資等の提供に関する協定締結先と、提供物資の品目、数、提供時期等に関する事前調整</p> <p>• 【本部（福祉政策課）⇒協定締結先】福祉避難所の設置に関する協定締結先と、開設の有無、開設時期、人員配置、必要物資、収容人数等に関する事前調整</p> <p>□所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【健康推進課】</p> |
| <p>□市ホームページ・SNS等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【秘書広報室】<br/>       • 安心安全課が各課から収集した情報を、各広報手段の発信時期や情報内容に誤りがないように確認後、発信する。</p> <p>□コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【秘書広報室】<br/>       • 各課から収集された情報を安心安全課と調整、確認する</p>   | <p>□自主避難所開設準備等<br/>       （職員の割当て、場所及び物資の確認等）【安心安全課】<br/>       • 自主避難所開設が決定した場合、または開設の検討が必要な場合、避難所運営協議会に自主避難所開設予定の伝達及び協力要請を行う<br/>       • 該当避難所の教育部担当職員及び初動要員と各所属長へ人員配置の準備を連絡する</p> <p>□安心安全情報メール等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【安心安全課】<br/>       • 各課から収集した情報をとりまとめ、秘書広報室と調整し、各広報手段の発信時期や情報内容に誤りがないように確認後、発信する</p> <p>□消防団幹部へ団員の待機要請を連絡する【安心安全課】</p> <p>□協定団体との事前調整（協定内容の確認等）【各課】</p> <p>□コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【安心安全課】<br/>       • 各課から収集した情報をとりまとめ、秘書広報室と調整し、コマラジへ依頼する</p> <p>□各施設主管課へ危険物の撤去、飛来物の収納アナウンス【総務課】</p> <p>□コマラジに住民への注意喚起や自主避難所開設予定、市施設の閉所やイベント中止について放送を依頼【安心安全課】<br/>       • 各課から収集した情報をとりまとめ、秘書広報室と調整し、コマラジへ放送を依頼する</p> | <p>□地域センター、地区センター、エコルマホール<br/>       当該日前日から当該日の翌日まで台風接近に伴う施設の使用禁止の連絡を予約団体に入る【地域活性課】</p> <p>□各種イベント、事業<br/>       イベントや事業の中止を決定し、関係する機関、団体、府内に連絡する【地域活性課】</p> <p>□府用車<br/>       管理している車両について、ガソリンの残量、電気の充電量を必ず確認し、満タン、フル充電しておく【各課】</p> | <p>□勤員職員の確保【各課】</p> <p>□【本部（福祉政策課）⇒福祉保健部各課、他部】福祉避難スペースへの職員配置に向けた体制の調整</p> <p>□自主避難所（指定避難所）開設準備等<br/>       【感染症対策が必要な場合（罹患者が一定数以上いる場合）】<br/>       • 【保健衛生、防疫班（健康推進課）健康推進課】災害医療コーディネーターと恵み第三病院との協力の検討</p> <p>□支援組織等に避難行動要支援者の支援を依頼<br/>       • 【要配慮者支援班（福祉政策課）⇒民生委員、児童委員協議会】浸水想定区域の担当民生委員から電話にて気になる避難行動要支援者に早期の立ち退き避難を依頼</p> <p>• 【要配慮者対応班（福祉相談課相談支援係）⇒こまほっとシルバー相談室（多摩川住宅）】低層階に居住されている避難行動要支援者に早期の立ち退き避難を依頼</p> <p>□避難行動要支援者への対応<br/>       • 【要配慮者支援班（福祉相談課相談支援係）⇒人工呼吸器使用者等】支援依頼のあった人工呼吸器使用者等への対応</p> <p>• 【避難行動要支援者⇒要配慮者支援班（福祉政策課）】支援依頼のあった避難行動要支援者の対応（福祉避難所の開設、直接入所を含む。）</p> <p>• 【ケアマネ事業者、地域包括支援センター⇒要配慮者支援班（高齢障がい課）】支援依頼のあった避難行動要支援者への対応（福祉避難所の開設、直接入所を含む。）</p>  |
|   |   |   |  |
|   |   |   |  |

# 柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）72H～48H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 災対子ども家庭部   | 災対環境部  | 災対都市建設部  | 災対教育部   |
|--|--|--|---|
| <p>□参集可能人員及び連絡体制の確認と災害対応業務の確認【各課】<br/>係長を中心に、48時間前の臨時庁議で参集可能人員を報告できるように準備する</p> <p>□当該日を含む前後1日の予約状況等の把握【子ども政策課、子ども発達支援課】</p> <p>□所管事業等の予定の確認【子ども政策課、子ども発達支援課】<br/>当該日を含む前後1日の作業工程の確認、参加者への連絡体制の確保及び中止の判断基準を検討する</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【各課】<br/>参集予定人員と災害対応業務の必要人員から余剰人員を割り出しておく</p> <p>□甚大な被害が見込まれる場合、保育園、幼稚園、学童クラブ等で行われる行事やイベント等の有無の確認【各課】</p> | <p>□職員の体制と災害に対する備えの確認気象情報の収集、参集可能人員の確認、各排水樋管の点検確認【下水道課】</p> <p>□廃棄物収集体制について、各委託業者に確認【清掃課】</p> <p>□所管する施設で行われる行事やイベント等の確認行事等がある場合は、参加者への連絡態勢の確保及び中止の判断基準を検討【各課】</p> <p>□施工中工事現場の安全確認【下水道課】</p> <p>□多摩川衛生組合等、廃棄物搬入先の受け入れ状況の確認【清掃課】</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築<br/>参集予定人員と災害対応業務の必要人員から余剰人員の検討【各課】<br/>下水道課職員2班体制の検討、他課応援職員の検討【下水道課】</p> | <p>□公共施設の工事状況の確認【整備課】<br/>工事の実施状況を確認し、業者への注意喚起と緊急時に備えた連絡体制の確保を行う</p> <p>□開発等事業の届出状況の確認【まちづくり推進課】<br/>事業リストを作成し、事業者への注意喚起のための連絡体制を確立させておく</p> <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】</p> <p>□道路工事等の事業者への安全管理の依頼と緊急時の体制確保の依頼【道路交通課】</p> <p>□北多摩南部建設事務所（都道）や警察との緊急時の通行止め等対応についての情報共有体制の確保【道路交通課】</p> <p>□地下駐車場の緊急時の対応について確認【道路交通課】</p> <p>□こまバス運行事業者と緊急時の対応と連絡体制を確認【道路交通課】</p> | <p>□所管する施設で行われる行事やイベント等の確認【学校教育課・教育支援課・指導室・社会教育課・公民館・図書館】</p> <p>□所管する施設の風雨対策の確認、徹底【学校教育課、教育支援課、社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>□災害対応が長期に及ぶことを想定したローテーションの構築【学校教育課、教育支援課、指導室、社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>□学校の対応等の検討（臨時休校等も含む）【学校教育課、指導室】</p> <p>□体育施設、公民館、図書館、教育支援センター等の対応（臨時休館等も含む）を検討【教育支援課、指導室、社会教育課、公民館、図書館】</p>                                  |
| <p>□当該日前日から当該日の翌日まで台風接近に伴う、相談業務の中止及び行事等の中止連絡を予約者に入れる【各課】</p> <p>□当該日前日から当該日の翌日まで台風接近に伴うひろばの利用中止、相談業務の中止及び行事等の中止連絡を予約者に入れる【各課】</p> <p>□甚大な被害が見込まれる場合、保育園学童メール等で保護者へ利用を控える旨の注意喚起、イベント等の中止情報、自主避難の開設予定等について広報【児童育成課】</p> <p>□児童発達支援センターの対応（休園等）を検討【子ども発達支援課】</p> <p>□甚大な被害が見込まれる場合、プレーパーク休止決定及び関係者に連絡【児童育成課】</p>  | <p>□強風対策、台風時のごみ収集中止の検討、ごみの出し方の注意喚起をアプリ、ツイッター、市ホームページに掲載【清掃課】</p> <p>□ビン、缶リサイクルセンター搬入路内排水溝の点検及び落ち葉等の清掃【清掃課】</p> <p>□協定団体との事前調整（協定内容の確認等）【下水道課】<br/>協定団体との協定内容再確認、樋管を操作した場合の連絡先確認</p> <p>□緑水会との事前調整【環境政策課】<br/>覚書団体との覚書内容再確認、協力体制の調整等</p>  | <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】</p> <p>□事業者への注意喚起【まちづくり推進課】<br/>開発等事業の事業者に対し、現場対策等の注意喚起の連絡を実施する</p>  | <p>□自主避難所開設準備等<br/>(職員の割当て、場所及び物資の確認等)<br/>【学校教育課、社会教育課、公民館】</p> <p>□自主避難所開設が決定した場合、または開設の検討が必要な場合、臨時庁議の決定に基づき、準備を進める【学校教育課、社会教育課、公民館】</p> <p>□自主避難所開設にあたり指定管理者へ要請【社会教育課】</p> <p>□学校施設管理者である校長、副校長等の参集要請【指導室】</p> <p>□参集可能状況等を踏まえ、避難所派遣職員（初動要員及び避難所担当職員）のみでの対応が困難な場合は、災対教育部長は災対総務部長へ応援を依頼【学校教育課】</p> <p>□多摩川緑地公園グランド工作物等撤去【社会教育課】</p> |
|  |  |  |   |
|  |  |  |   |

# 柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）24H～12H

府議資料  
令和3年11月24日

| 河川の氾濫発生までの時間 | 気象庁の情報   | 河川水位<br>(多摩川・野川) | 柏江市  |  | 災対議会事務局 |
|--------------|--|------------------|--|--|---------|
|              |  |                  | 災害対策本部及び事務局<br>【災害対策本部開設前は総務部が対応】  | 各災対部<br>【災害対策本部開設前は該当各部が対応】  |         |
| 24時間前        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大雨又は洪水注意報発表</li> <li><b>警戒レベル2相当情報の発表</b></li> <li>◆台風に関する気象庁記者会見</li> <li>◆大雨に関する気象庁記者会見（記録的な大雨になる可能性が高い区域に含まれている又はその区域が隣接している。）</li> </ul> |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□小河内ダム余水吐き放流の情報を環境政策課に連絡</li> <li>□協定締結先に車両避難場所（駐車場開放）の協力を依頼</li> <li>□水防資機材等の確認と確保</li> <li>□「情報監視体制」に移行</li> <li>□消防団の参集を検討</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□各主管部保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う【各部】</li> <li>□保育園、学童クラブの対応（休園、休所等）を検討【子ども家庭】</li> <li>□臨時庁議の決定に基づき、小中学校の対応（臨時休校等）を学校へ指示【教育】</li> <li>□臨時庁議の決定に基づき、体育施設、公民館、図書館、教育支援センター等にて対応（臨時休館等）【教育】</li> </ul> |         |
| 12時間前        | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆土砂災害に関するメッシュ情報（注意）【「予想で大雨注意報の基準に到達」する場合】*</li> <li><b>警戒レベル2相当情報の発表</b></li> <li>◆大雨警報（浸水害）</li> <li><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></li> </ul>         |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□台風の接近または危険度の高まりに応じ「情報連絡態勢」に移行【土、日、祝日の場合、初動対応要員は参集】</li> <li>□河川水位、雨量の記録を開始</li> <li>□必要に応じ、警戒態勢を強化（第1非常配備態勢等への移行）、情報収集及び広報、市民問い合わせ対応を行う職員の増強</li> <li>□消防団に参集を要請</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□自主避難所開設担当職員の参集【議会事務局】</li> <li>□自主避難所の開設【議会事務局】<br/>自主避難所開設や開設予定について避難所運営協議会及び市議会災害対策連絡会に連絡</li> </ul>   |         |
|              |  |                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□自主避難所開設担当職員の参集【議会、教育、福祉保健、子ども家庭】</li> <li>□多摩川決壊の碑を安全な場所に移動【環境】</li> <li>□市民、マスコミからの問合せ対応の体制整備【企画財政】</li> <li>□自主避難所の開設（福祉避難スペースの設置）【教育、福祉保健】<br/>自主避難所開設や開設予定について避難所運営協議会に連絡</li> <li>□市ホームページ、SNS、メール等で住民への注意喚起と自主避難所の開設について広報を実施【総務、企画財政】</li> <li>□必要に応じ、協定締結先の災害時車両避難場所へ職員を派遣【総務】</li> <li>□樋管の操作のための職員を配置【環境】</li> <li>□必要に応じ、警戒態勢を強化（第2非常配備態勢等への移行）</li> <li>□警戒態勢の更なる強化に備え、職員体制（参集）の判断</li> </ul>  |  |         |
|              |  |                  | <p>■ 本タイムライン活用時の注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。</li> <li>2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。</li> <li>3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都水防計画」及び「柏江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。</li> </ol>   |  |         |
|              |  |                  | <p>■ 避難情報発令時の注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難情報の発令判断は、「風水害における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。</li> <li>2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）</li> <li>3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と運動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）</li> <li>4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。</li> <li>5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出てる中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のままで土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。<br/>(市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。)</li> <li>6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報を合わせて避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。</li> <li>7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。</li> </ol> |  |         |

柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）24H～12H

序議資料  
令和3年11月24日

| 災対企画財政部  | 災対総務部  | 災対市民生活部   | 災対福祉保健部  |
|--|--|---|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う【各課】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課は各部庶務担当課に対し、保有車両等の給油と充電を依頼する。各課は、保有車両等の燃料等給油、充電を行う</li> </ul> </li> <li>□タイムズに対し、協定に基づく協力の要請【総務課】</li> <br/> <li>□ユニディ、ニトリに対し台風に伴う閉店予定の確認と車両避難場所協力の依頼【安心安全課】</li> <li>□水防倉庫及び防災センター1階倉庫の確認と必要資器材の整理【安心安全課】</li> <li>□消防団の参集予定について団幹部と調整【安心安全課】</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>□地域センター、地区センター見回り<br/>現時点での被害状況の確認及び飛散防止等対応【地域活性課】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う【各課】</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>□市民、マスコミからの問合せ対応の体制整備【秘書広報室】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応業務の停滞を防ぐため、市民対応とマスコミ対応の割り振りをするとともに、対応内容を確認する</li> </ul> </li> <br/> <li>□市ホームページ、SNS等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【秘書広報室】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全課が各課から収集した情報を、各広報手段の発信時期や情報内容に誤りがないように確認後、発信する</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□直通電話による市民、マスコミからの問い合わせ対応について企画財政部と調整【安心安全課、総務課】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対応業務の停滞を防ぐため電話対応職員の増強を調整する</li> </ul> </li> <li>□消防団幹部に対し、消防団員参集要請【安心安全課】</li> <br/> <li>□自主避難所の開設（福祉避難スペースの設置）【安心安全課】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育部、福祉保健部と連絡を密にし、必要資器材等の対応を行う<br/>自主避難所開設や開設予定について避難所運営協議会に連絡する</li> </ul> </li> <br/> <li>□安心安全情報メール等で住民への注意喚起と自主避難所の開設について広報を実施【安心安全課】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課から収集した情報をとりまとめ、秘書広報室と調整し、各広報手段の発信時期や情報内容に誤りがないように確認後、発信する</li> </ul> </li> <br/> <li>□必要に応じ、協定締結先の災害時車両避難場所へ職員を派遣【安心安全課】           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員課と調整し、車両避難場所へ職員を派遣（事前指定者あり）</li> </ul> </li> <br/> <li>□災害対策本部会議に備え、各部の対応状況の情報収集と災害対策本部室の準備【安心安全課、職員課】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□自主避難所（指定避難所）の開設に伴う福祉避難スペースの設置【各課】</li> <li>□【保健衛生・防疫班（健康推進課）】保健師はあいとぴあセンターに待機</li> <li>□【避難所⇒災対福祉保健部】自宅療養者、濃厚接触者、発熱者の対応要請あり</li> <li>□【本部、保健衛生、防疫班（健康推進課）⇒災害医療コーディネーター、慈恵第三病院、多摩府中保健所】自宅療養者、濃厚接触者、発熱者の対応協議</li> <li>□【福祉避難スペース班】福祉避難スペース設置</li> </ul> |  |
|  |  |   |  |
|  |  |   |  |

柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）24H～12H

庁議資料  
令和3年11月24日

| 災対子ども家庭部  | 災対環境部   | 災対都市建設部   | 災対教育部   |
|---|---|---|---|
| <p>□保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う【各課】</p> <p>□甚大な被害が見込まれる場合、保育園・学童クラブの休園、休所等を決定。【児童育成課】</p> <p>□保育園、学童クラブに緊急時特別保育の必要な園児の有無を確認する【児童育成課】</p> <p>□休園、休所した場合の避難所担当保育士の配置準備【児童育成課】</p> | <p>□各主管部保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う【各課】</p> <p>□浸水被害発生を想定したごみの出し方チラシ印刷準備【清掃課】</p> <p>□清掃課備蓄資材の確認【清掃課】</p>   | <p>□保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う【各課】</p> <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】</p> | <p>□保有車両等の燃料等満補充、満充電を行う。【学校教育課、指導室、社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>□臨時庁議の決定に基づき、小中学校の対応（臨時休校等）を学校へ指示【学校教育課・指導室】</p> <p>□臨時庁議の決定に基づき、体育施設、公民館、図書館、教育支援センター等にて対応（臨時休館等）【教育支援課、指導室、社会教育課、公民館、図書館】</p>  |
| <p>□保育園、学童メールで住民への注意喚起と自主避難所開設について広報の協力【児童育成課】</p> <p>□樋管付近の保育施設に注意喚起【児童育成課】</p> <p>□自主避難所開設に伴う担当保育士の配置【児童育成課】</p>  | <p>□ビン、缶リサイクルセンター外周のコンテナ等飛散する可能性のあるものを屋内に移動【清掃課】</p> <p>□せせらぎ3施設及び西河原公園の噴水の停止【環境政策課】</p> <p>□状況により、収集内容の変更を行う場合はアプリ、ツイッター、市ホームページ等により市民に周知【清掃課】</p> <p>□状況により、緑水会への協力要請【環境政策課】</p> <p>□ビン、缶リサイクルセンター工場棟シャッターの止水処理【清掃課】</p> <p>□樋管の操作のための職員を配置<br/>各排水樋管の巡回開始（六郷排水樋管については調布市に巡回連絡）【下水道課】</p> <p>□多摩川決壊の日を安全な場所に移動【環境政策課】</p> | <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】</p> <p>□樹木、塀等の倒壊被害の情報収集【道路交通課】</p>  | <p>□状況に応じて予備対応として、避難所派遣職員（初動要員及び避難所担当職員）は計画運休前に参集する。参集後は、各指定避難所において施設管理者（校長、副校長又は指定管理者）及び避難所運営協議会と連携し、自主避難所又は避難所開設準備にあたる。【学校教育課、教育支援課、指導室、社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>□自主避難所開設担当職員の参集【災対教育部避難所派遣職員、社会教育課、公民館】</p> <p>□自主避難所の開設（福祉避難スペースの設置）【学校教育課、社会教育課、公民館】</p> <p>□避難所派遣職員（初動要員及び避難所担当職員）は、あらかじめ貸与された鍵を持参の上、施設を開錠し、避難所（体育館等）に参集する。</p> <p>□参集後、避難所運営協議会員及び施設管理者（校長又は副校長）と合流し、現状を確認後、「初動要員及び避難所派遣職員初動行動マニュアル」、「水害時避難所開設基本マニュアル（市民総合体育馆編）」に基づき自主避難所を開設【災対教育部避難所派遣職員、社会教育課】</p> <p>□自主避難所へ災害情報の提供開始【学校教育課】</p> |
|   |   |   |   |
|   |   |   |   |

# 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）6H～4H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 河川の氾濫発生までの時間  | 気象庁の情報   | 河川水位<br>(多摩川・野川)   | 狛江市   |  | 災対議会事務局   |  |  |
|---|--|--|---|--|---|--|--|
|   |  |  | 災害対策本部及び事務局<br>【災害対策本部開設前は総務部が対応】   | 各災対部<br>【災害対策本部開設前は該当各部が対応】  |   |  |  |
| 6時間前  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆大雨警報（土砂災害）</li> <li>◆洪水警報</li> <li><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li>◆土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）【「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指数基準に到達」する場合】*</li> <li><b>警戒レベル3相当情報の発表</b></li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆多摩川 水防団待機水位への到達【石原観測所（水位4.00m）】</li> </ul><br><ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後も継続した水位上昇が見込まれる場合（河川流域の降り始めの積算雨量や河川上流部付近の降水量、ダム放流量などを踏まえて検討する。）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□市長（市長不在時は副市長・教育長）に災害対策本部設置を申請、参集要請<br/>臨時府議で災害対策本部の開設が決定されておらず、市を挙げた災害対応が必要と判断した場合、総務部長が申請する警戒態勢は、市長、副市長、教育長から特段の指示がなければ、原則として第3非常配備態勢に自動で切り替えとする</li> <li>□河川監視警戒開始</li> <li>□必要に応じ、メール等での住民への注意喚起を実施</li> <li>□市幹部（市長等）との連絡態勢を確保し、「警戒レベル3」「高齢者等避難」を発令できる体制をとる<br/>※ 今後の気象情報を考慮し、必要な場合のみ災害即応対策本部の設置（総務部長判断）</li> <li>□水位及び発表された洪水予報を関係部署に伝達</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡事情により参集困難な職員を除く【議会事務局】</li> <li>□災害対策本部設置について、市ホームページ、SNS、メール等で報道機関、市民に周知【総務、企画財政】</li> <li>□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達【総務、福祉保健、都市建設、子ども家庭、教育】</li> <li>□災害対策本部の開設と災害対策本部会議の開催（緊急時を除き、避難情報発令前に開設することを原則として行動する。）</li> <li>□「警戒レベル3」「高齢者等避難」の発令（対象地域、開設する避難所）を検討する<br/>※1 避難開始が夜間、早朝になることが想定される場合は、早めに判断を行なう<br/>※2 市長、副市長、教育長不在時で、緊急を要する場合は、複数の部長判断で速やかに発令する</li> <li>□避難所開設に向けた準備（職員と場所の確保と避難所運営協議会への連絡）【総務、教育】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□災対本部立ち上げと同時に市議会災害対策連絡会を設置し、市の災害対応状況の連絡及び議員から市への問い合わせは議会事務局を経由するよう議員へ要請</li> </ul> |  |  |
| 4時間前  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ホットライン（気象庁東京管区気象台が極めて甚大な災害の発生が予見される場合に、厳重警戒を呼びかける連絡を実施）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆多摩川 泛濫注意水位への到達【石原観測所（水位4.30m）】</li> <li>◆市内多摩川堤防の軽微な漏水、浸食が確認された場合</li> </ul><br><b>避難判断水位に到達</b>   | <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; text-align: center;">□「警戒レベル3」「高齢者等避難」を発令</div>  |  |   |  |  |
|   |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□広報班の編成（車両により発令区域の巡回と広報を行う）</li> <li>□巡視結果や水防活動実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所等に連絡して必要な措置を求める</li> <li>□消防団に対し、発令区域の巡回を要請</li> <li>□必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請</li> <li>□広報班による発令区域の巡回、広報開始</li> <li>□河川事務所長ヘリエソンの派遣を要請</li> <li>□災害対策本部会議の開催</li> <li>□「警戒レベル4」「避難指示」の発令（対象地域）を検討</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>□多摩川水位、避難所開設情報、排水樋管の状況を周知する（市ホームページ、SNS、メール配信等）【総務、企画財政】</li> <li>□発令及び避難所情報について、市民に周知（防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、メール等）【総務、企画財政】</li> <li>□要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【総務、福祉保健、都市建設、子ども家庭、教育】</li> <li>□「警戒レベル3」「高齢者等避難」の発令と同時に避難所を開設【教育】</li> <li>□浸水等を把握した場合は府内で情報共有すると同時に、市民に周知（以降、避難情報解除まで継続して市ホームページ、SNS、メール等で周知する）【総務、企画財政】</li> <li>□避難所体制の強化に向けて準備（職員の増強や交替要員の派遣等）【教育】</li> </ul>   |   |  |  |
| <p>* 調布市入間町に隣接する狛江市内の土砂災害警戒区域（東野川四丁目の一部）が含まれる場合、必要な対応（避難情報等の発令等）を行う。</p>  |  |  |   |  |   |  |  |
| <p>■ 本タイムライン活用時の注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本タイムラインの時間軸は「0h（ゼロアワー）」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。</li> <li>2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。</li> <li>3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。</li> </ol>  |  |  |   |  |   |  |  |
| <p>■ 避難情報発令時の注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難情報の発令判断は、「風水害における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。</li> <li>2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。（市の判断で発令するものではありません。）</li> <li>3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と連動するものではありません。（気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。）</li> <li>4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。</li> <li>5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ている中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報（警戒）【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のままで土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。<br/>(市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。)</li> <li>6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。</li> <li>7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。</li> </ol> |  |  |   |  |   |  |  |

柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）6H～4H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 災対企画財政部   | 災対総務部  | 災対市民生活部  | 災対福祉保健部  |
|---|--|--|--|
| <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡<br/>事情により参集困難な職員を除く【各課】</p> <p>□市ホームページ、SNS等で住民への注意喚起やイベント等の中止情報、自主避難所の開設予定等について広報【秘書広報室】<br/>・安心安全課が各課から収集した情報を、各広報手段の発信時期や情報内容に誤りがないように確認後、発信する</p>  | <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡【各課】<br/>各課参集予定人員の確認【職員課】</p> <p>□職員用駐車場の準備、調整及び庁舎駐車場の開放【総務課】<br/>□洪水予報を各施設主管部及び柏江高校へ伝達【安心安全課】</p> <p>□災害対策本部設置について、安心安全情報メール等で報道機関、市民に周知【安心安全課】<br/>・秘書広報室と調整し、情報内容に誤りがないように確認後、発信する</p> <p>□避難所開設に向け避難所運営連絡会へ連絡【安心安全課】</p> | <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡<br/>事情により参集困難な職員を除く【各課】</p> <p>□臨時に開設する避難所（岩戸地域センター、野川地域センター）の鍵を用意しておく【地域活性課】</p> <p>□エコルマホールについては、文化振興事業団の職員に立ち会ってもらうよう手配しておく【地域活性課】</p> <p>□運営に必要な人員は、野川地域センター、岩戸地域センターは各3人、エコルマホールは5人の計11人を参集している者から指名【各課】</p> | <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡事情により参集困難な職員を除く【各課】</p> <p>□【要配慮者支援班、保健衛生、防疫班】要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達（伝達方法についてはSNSを活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）】障害福祉、障がい児童所支援関係事業所に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達</li> <li>・【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）】高齢者入所施設に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達</li> <li>・【保健衛生、防疫班（健康推進課）】医療施設に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達</li> </ul>        |
| <p>□多摩川水位、避難所開設情報、排水樋管の状況を周知する（市ホームページ、SNS等）【秘書広報室】<br/>・安心安全課と調整し、情報内容に誤りがないように確認後、発信する</p> <p>□発令及び避難所情報について、市民に周知（市ホームページ、SNS等）【秘書広報室】<br/>・安心安全課と調整し、情報内容に誤りがないように確認後、発信する</p> <p>□浸水等を把握した場合は庁内で情報共有すると同時に、市民に周知（以降、避難情報解除まで継続して市ホームページ、SNS等で周知する）【秘書広報室】<br/>・安心安全課と調整し、情報内容に誤りがないように確認後、発信する</p> | <p>□避難所開設に向けた準備（職員と場所の確保と避難所運営協議会への連絡）【安心安全課】<br/>・教育部避難所担当職員、初動要員による避難所開設、運営を支援する</p> <p>□発令及び避難所情報について、市民に周知（防災行政無線、広報車、安心安全情報メール等）【安心安全課】<br/>広報車の運行は必要に応じ、部内から職員を増強して対応する</p> <p>□柏江高校へ避難情報を伝達【安心安全課】</p>                                      |  | <p>□【要配慮者支援班、保健衛生、防疫班】要配慮者利用施設に発令情報を伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）】障害福祉、障がい児童所支援関係事業所に発令情報（「警戒レベル3」、「高齢者等避難」）を伝達</li> <li>・【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）】高齢者入所施設に発令情報（「警戒レベル3」、「高齢者等避難」）を伝達</li> <li>・【保健衛生、防疫班（健康推進課）】医療施設に発令情報（「警戒レベル3」、「高齢者等避難」）を伝達</li> </ul> <p>□【災対福祉保健部⇒リエゾン】要配慮者利用施設の避難行動について対応を協議</p> |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |
|   |  |  |  |

# 柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）6H～4H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 災対子ども家庭部   | 災対環境部  | 災対都市建設部   | 災対教育部   |
|--|--|---|---|
| <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡<br/>事情により参集困難な職員を除く</p> <p>□要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達【児童育成課】</p>                                 | <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡<br/>事情により参集困難な職員を除く<br/>猪方排水樋管水位3.5m、職員（3名）常駐開始【下水道課】<br/>六郷排水樋管水位2.0m、職員（3名）常駐開始【下水道課】</p> | <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡<br/>事情により参集困難な職員を除く【各課】</p> <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】<br/>□樹木、塀等の倒壊被害の情報収集【道路交通課】<br/>□地下駐車場等に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達【道路交通課】</p> | <p>□第3非常配備態勢参集職員への参集連絡<br/>事情により参集困難な職員を除く【学校教育課、教育支援課、指導室、社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>□災対本部からの指示に従い、避難所開設に向けた準備を進める（職員と場所の確保と避難所運営協議会及び指定管理者への連絡）【学校教育課、社会教育課、公民館、図書館】</p> <p>□参集可能状況等を踏まえ、避難所派遣職員（初動要員及び避難所担当職員）のみでの対応が困難な場合は、災対教育部長は災対総務部長へ応援を依頼【学校教育課】</p> <p>□避難所派遣職員（初動要員及び避難所担当職員）は、あらかじめ貸与された鍵を持参のうえ、施設を開錠し、避難所（体育館等）に参集し、避難所運営協議会員及び施設管理者（校長又は副校長）又は指定管理者と合流し、現状を確認後、避難所を開設に向けた準備【災対教育部避難所派遣職員、社会教育課】</p> <p>※市立小中学校は休校とするため、洪水予報等の伝達は不要</p> |
| <p>□公立保育園各園に状況報告及び確認【児童育成課】</p> <p>□教育部と連携し避難所担当保育士職員は各避難所設置に協力</p> <p>□発令情報（「警戒レベル3」、「高齢者等避難」）を保育園学童メールで発信【児童育成課】</p> | <p>□各排水樋管排水ポンプ稼働準備【下水道課】<br/>猪方排水樋管水位4.5m、樋管閉鎖検討、安心安全課に消防団派遣依頼<br/>六郷排水樋管水位3.0m、樋管閉鎖検討、安心安全課に消防団派遣依頼</p>           | <p>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】<br/>□樹木、塀等の倒壊被害の情報収集【道路交通課】</p> <p>□地下駐車場等に発令情報を伝達【道路交通課】</p>   | <p>□「警戒レベル3」「高齢者等避難」の発令と同時に災害対策本部の指示に従い、避難所の開設を連絡【学校教育課】</p> <p>□「初動要員及び避難所派遣職員初動行動マニュアル」、「水害時避難所解説基本マニュアル（市民総合体育館編）」に基づき避難所を開設【災対教育部避難所派遣職員、社会教育課】</p> <p>□避難所へ災害情報の提供開始（学校教育課）</p> <p>□避難所体制の強化に向けた準備（職員の増強や交替要員の派遣等）について、安心安全課と協議【学校教育課】</p> <p>□災対本部の指示に従い、初動対応後、交代要員（新たな避難所派遣職員、他自治体の応援職員、ボランティア等）の到着をもって、初動要員のうち災対教育部職員以外は災害対策本部への引上げを連絡【学校教育課】</p>   |
|  |  |   |   |
|  |  |   |   |
|  |  |   |   |

# 狛江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）3H～0H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 河川の氾濫発生までの時間  | 気象庁の情報   | 河川水位<br>(多摩川・野川)   | 狛江市   |  | 災対議会事務局 |
|---|--|--|---|--|---------|
|   |  |  | 災害対策本部及び事務局<br>【災害対策本部開設前は総務部が対応】   | 各災対部<br>【災害対策本部開設前は該当各部が対応】  |         |
| 3時間前  | <p>◆土砂災害に関するメッシュ情報<br/>(非常に危険) 【「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合】*</p> <p><b>警戒レベル4相当情報の発表</b></p> <p>◆記録的短時間大雨情報<br/>◆土砂災害警戒情報*<br/>◆大雨警報(土砂災害)+記録的短時間大雨情報</p> <p>◆土砂災害に関するメッシュ情報<br/>(極めて危険) 【「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合】*</p> <p>◆土砂災害警戒情報+記録的短時間大雨情報</p> <p><b>警戒レベル4相当情報の発表</b></p> <p>◆大雨特別警報<br/>【注意: 大雨特別警報は、市の災害発生情報発令基準としては用いない】</p>   | <p>◆多摩川が氾濫危険水位【石原観測所(水位4.90m)】へ到達した場合<br/>◆野川が氾濫危険水位【大沢池上観測所(水位2.14m)】へ到達した場合<br/><b>氾濫危険水位に到達</b></p> <p>◆市内を流れる河川で護岸の浸食が確認され、さらに被害が拡大する可能性が高い場合</p> <p>◆多摩川が計画高水位【石原水位観測所(水位5.94m)】に到達し、引き続き水位上昇がみられる場合(10分間水位で判断)<br/>◆各河川の上流地域で氾濫が発生した状況下で、狛江市に影響が及ぶ可能性が高い場合</p> | <p>□必要に応じ、防災体制をさらに強化(第4非常配備態勢への移行)</p> <p>□野川が氾濫危険水位【大沢池上観測所(水位2.14m)】へ到達した場合<br/><b>氾濫危険水位に到達</b></p> <p>□必要に応じ、京浜河川事務所長へ助言を要請<br/>□リエゾンを通じ、京浜河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請</p> <p>□避難指示区域に留まり、避難が完了していない市民に対して、早急な避難の呼びかけを行う</p> <p>□避難指示区域で活動をしている市職員及び消防団等の活動隊に対し、安全な場所への退避を指示</p> <p>□避難指示区域で活動をしている市職員及び消防団等の活動隊が安全な場所への退避が完了</p> | <p>□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達【総務、福祉保健、都市建設、子ども家庭、教育】</p> <p><b>□「警戒レベル4」「避難指示」を発令</b></p> <p>□発令、避難所情報、多摩川水位、排水樋管の状況について、市民に周知(防災行政無線、広報車、市ホームページ、SNS、メール等)【総務、企画財政】</p> <p>□要配慮者利用施設、地下駐車場等に発令情報を伝達【福祉保健、都市建設、子ども家庭、教育】</p> |         |
| 0時間前<br>【災害発生】  |  | <p>◆多摩川が氾濫開始相当水位【石原水位観測所(水位7.95m)】に到達した場合<br/>◆野川が氾濫発生水位【大沢池上水位観測所(水位2.70m)又は野川水位観測所(水位3.86m)】に達した場合<br/><b>氾濫開始相当水位に到達</b></p>  | <p style="text-align: center;"><b>「多摩川又は野川の氾濫」「強風による被害」若しくは「土砂災害」の発生</b></p> <p><b>□「警戒レベル5」「緊急安全確保」を発令</b></p>   |  |         |
|   |  |  | <p>□住民に対し、堤防の越水・決壊等の状況やライフラインの状況等を周知</p> <p>□堤防の決壊を覚知した場合には、河川事務所、都、調布警察署等の関係機関に通知</p> <p>□発表された洪水予報を関係部署に伝達</p> <p>□避難生活の長期化を見据えた支援体制強化を関係各部等と検討</p> <p>□必要に応じ、自衛隊派遣について都に要請</p>   | <p>□要配慮者利用施設、地下駐車場等に洪水予報(氾濫発生情報)を伝達【総務、福祉保健、都市建設、子ども家庭、教育】</p> <p>□福祉避難所の開設について対応を協議(施設、入所者、人員体制等)【福祉保健】</p> <p>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討【各部】</p>   |         |
| <p>* 調布市入間町に隣接する狛江市内の土砂災害警戒区域(東野川四丁目)が含まれる場合、必要な対応(避難情報等の発令等)を行う。</p> |  |  |   |  |         |
|   | <p>■ 本タイムライン適用時の注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本タイムラインの時間軸は「0h(ゼロアワー)」を、多摩川又は野川の氾濫又は内水氾濫が発生した時点として設定しています。</li> <li>2 本タイムラインの時間軸は台風による水害発生を想定し、設定されたものであり、長期間の豪雨や局地的に発生する集中豪雨等により内水氾濫が発生した場合は、情報を総合的に検討し、臨機応変な判断が必要となります。</li> <li>3 気象庁の情報、国土交通省京浜河川事務所及び北多摩南部建設事務所の洪水予報は、それぞれ内閣府作成の「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)」、「東京都水防計画」及び「狛江市地域防災計画」の基準に沿って設定しています。</li> </ol>  |  |   |  |         |
|   | <p>■ 避難情報発令時の注意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難情報の発令判断は、「風水害時における避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づいて行います。</li> <li>2 警戒レベル1及び2は、気象庁から発表されます。(市の判断で発令するものではありません。)</li> <li>3 警戒レベル3及び4の判断は、時間軸と運動するものではありません。(気象庁、国土交通省、北多摩南部建設事務所、河川水位等の情報に基づき、市が警戒レベル3若しくは4の判断を行い、発令します。)</li> <li>4 災害発生後は、警戒レベル5と判断します。</li> <li>5 洪水に関する情報「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】」が既に出ていた中で、土砂災害で「大雨に関するメッシュ情報(警戒)【警戒レベル3相当】」が出た場合は、洪水が警戒レベル4のままで土砂災害の警戒レベル3が追加されたとの考え方になります。<br/>(市民に警戒レベルを周知する際、警戒レベルが下がったと誤解を与えないように注意が必要です。)</li> <li>6 各警戒レベル相当の情報は、市が警戒レベル3、4及び避難情報を判断する際、必ずその情報に合わせた避難情報を発令しなければならないという性質のものではありません。</li> <li>7 深夜～早朝に気象庁等の警戒レベルが引き上げられる可能性がある場合は、市の警戒レベルも早い段階で引き上げることを考慮することとします。</li> </ol> |  |   |  |         |

柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）3H～0H

議 資 料  
令和3年11月24日

| 河川の氾濫発生までの時間   | 災対企画財政部  | 災対総務部   | 災対市民生活部                             | 災対福祉保健部   |
|----------------|--|---|-------------------------------------|---|
| 3時間前           | <p>□発令、避難所情報、多摩川水位、排水樋管の状況について、市民に周知（市ホームページ、SNS等）【秘書広報室】<br/>・安心安全課と調整し、内容や時期に誤りがないように確認後、発信する</p>  | <p>□継続して気象、水位、洪水予報などの情報を収集する。【安心安全課】</p> <p>□発令、避難所情報、多摩川水位、排水樋管の状況について、市民に周知（防災行政無線、広報車、安心安全情報メール等）【安心安全課】<br/>・発信の際には秘書広報室と調整し、内容や時期に誤りがないようにする</p> <p>□洪水予報を各施設主管部及び柏江高校へ伝達【安心安全課】</p> |                                     | <p>□【要配慮者支援班・保健衛生・防疫班】要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）】障害福祉、障がい児童所支援関係事業所に洪水予報（氾濫危険情報）及びリエゾンとの協議結果を伝達</li> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）】高齢者入所施設に洪水予報（氾濫危険情報）及びリエゾンとの協議結果を伝達</li> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）】障害福祉、障がい児童所支援関係事業所に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達</li> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）】高齢者入所施設に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達</li> <li>【保健衛生、防疫班（健康推進課）】医療施設に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達</li> </ul> <p>□【要配慮者支援班、保健衛生、防疫班】要配慮者利用施設に発令情報を伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）】障害福祉、障がい児童所支援関係事業所に発令情報（「警戒レベル4」、「避難指示」）を伝達</li> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）】高齢者入所施設に発令情報（「警戒レベル4」、「避難指示」）を伝達</li> <li>【保健衛生、防疫班（健康推進課）】医療施設に発令情報（「警戒レベル4」、「避難指示」）を伝達</li> </ul> |
| 0時間前<br>【災害発生】 | <p>□避難生活の長期化を見据え、職員態勢の強化と配置を検討【安心安全課、職員課】<br/>・避難所の交代要員や各災害対応業務への増強、職員の一時帰宅、未収集職員への連絡調整</p> <p>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討【各課】<br/>・災害状況に応じた情報発信を行う【秘書広報室】<br/>・災害救助法等関連事務の検討【財政課】<br/>・義援金の募集検討【財政課】</p> | <p>□洪水予報を各施設主管課及び柏江高校へ伝達【安心安全課】</p> <p>□被災者支援体制の構築【各課】</p>  | <p>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討【各課】</p> | <p>□【要配慮者支援班、保健衛生、防疫班】要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課障がい者支援係）】障害福祉、障がい児童所支援関係事業所に発令情報（「警戒レベル5」、「緊急安全確保」）を伝達</li> <li>【要配慮者支援班（高齢障がい課介護保険係）】高齢者入所施設に発令情報（「警戒レベル5」、「緊急安全確保」）を伝達</li> <li>【保健衛生、防疫班（健康推進課）】医療施設に発令情報（「警戒レベル5」、「緊急安全確保」）を伝達</li> </ul> <p>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【本部⇒福祉避難スペース班】福祉避難スペースの入室状況の確認</li> <li>【本部、福祉避難所班（福祉政策課）】福祉避難スペースに福祉避難所への受け入れが必要な要配慮者がいる場合</li> <li>【本部】福祉避難所の開設について対応を協議（施設、入所者、人員体制等）</li> <li>【本部、保健衛生、防疫班（健康推進課）】福祉避難スペースに病院への受入が必要な要配慮者がいる場合</li> <li>【本部⇒保健衛生、防疫班（健康推進課）】災害医療コーディネーター、慈恵第三病院と病院への受入調整を要請</li> <li>【保健衛生、防疫班（健康推進課）】災害医療コーディネーター、慈恵第三病院と病院への受入調整</li> </ul>   |
|                |  |   |                                     |   |
|                |  |   |                                     |   |
|                |  |   |                                     |   |

柏江市風水害に関する事前行動計画（タイムライン）3H～0H

序議資料  
令和3年11月24日

| 河川の氾濫発生までの時間   | 災対子ども家庭部   | 災対環境部  | 災対都市建設部   | 災対教育部   |
|----------------|--|--|---|---|
| 3時間前           | <ul style="list-style-type: none"> <li>□各保育所等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達【児童育成課】</li> <li>□洪水予報（氾濫危険情報）を保育園学童メールで発信【児童育成課】</li> <li>□発令情報（「警戒レベル4」、「避難指示」）を保育園学童メールで発信【児童育成課】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□浸水した場合のごみの出し方をアプリ、ツイッター、市ホームページ等で周知【清掃課】</li> <li>□排水樋管から常駐職員退避【下水道課】<br/>猪方排水樋管水位7.8mを超える上昇する見込み等の場合<br/>六郷排水樋管水位5.2mを超える上昇する見込み等の場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□地下駐車場等に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達【道路交通課】</li> <li>□過去の浸水箇所の側溝の清掃等確認とパトロール【道路交通課】</li> <li>□地下駐車場等に発令情報を伝達【道路交通課】</li> <li>□樹木、塀等の倒壊被害の情報収集【道路交通課】</li> <li>□交通規制情報の収集【道路交通課】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□発令情報等を各避難所へ伝達【学校教育課】</li> </ul>   |
| 0時間前<br>〔災害発生〕 | <ul style="list-style-type: none"> <li>□発令情報（「警戒レベル5」、「緊急安全確保」）を保育園学童メールで発信【児童育成課】</li> <li>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討【各課】</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>□浸水被害地域でごみの出し方チラシの配布と可燃ごみの収集【清掃課】</li> <li>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討【各課】<br/>□必要に応じて協定団体に支援を要請【下水道課】</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>□浸水箇所のパトロール【道路交通課】<br/>□樹木、塀等の倒壊被害の情報収集【道路交通課】</li> <li>□地下駐車場等に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達【道路交通課】<br/>□交通規制情報の収集【道路交通課】</li> <li>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化を検討【各課】<br/>□被害状況収集【道路交通課】</li> <li>□風水害応急復旧業務の推進（協力会社への指示）【道路交通課】</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>□発令情報等を各避難所へ伝達【学校教育課】</li> <li>□避難生活の長期化を見据えた支援体制の強化について安心安全課と協議【学校教育課】</li> </ul> |
|                |  |  |   |   |
|                |  |  |   |   |
|                |  |  |   |   |